平成２７年４月１日施行

スプリンクラー設備・消防機関へ通報する火災報知設備の基準が改正されました！

平成２５年２月に発生した長崎県グループホーム火災を受け、スプリンクラー設備の設置基準や消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準が見直しされました。

対　象　施　設

老人短期入所施設	介護老人保健施設	乳児院
養護老人ホーム	老人短期入所事業を行う施設	障害児入所施設
特別養護老人ホーム	小規模多機能型居宅介護事業所（※1,2）	障害者支援施設（※3）
軽費老人ホーム（※1,2）	認知症高齢者グループホーム	短期入所施設（※3）
有料老人ホーム（※2）	救護施設	共同生活援助施設（※3）

これらに類する施設（複合型サービス事業所、お泊りデイサービス等　※２）

※１　平成２７年４月１日から新たに対象となるもの

※２　避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるもの

※３　避難が困難な障害者等を主として入所させるもの

スプリンクラー設備の設置基準の見直し

火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（(6)項ロ）において、延べ面積２７５㎡以上のものに設置が義務付けられていたスプリンクラー設備について、原則として延べ面積に関わらず設置することが義務付けられました。

改正前　　延べ面積２７５㎡以上で設置

↓

改正後　　面積に関わらず全て設置

１．例外として、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造の施設は設置不要となります。

　また、障害者施設等については、**介助がなければ避難できない者**（※１）が利用者の概ね８割を超えない場合は、改正前同様２７５㎡以上から設置が必要となります。

２．既存施設については、スプリンクラー設備設置に係る補助金制度もあります。

　対象施設は、認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所のうち、既存施設が対象となります。

　詳しくは、施設が所在する各市町の福祉部局にお問い合わせください。

※１「介助がなければ避難できない者」の定義（消防法施行規則第１２条の３関係）

「介助がなければ避難できない者」は、次のいずれかに該当する者とされました。

（１）乳児（満１歳に満たない者）、幼児（満１歳から小学校就学の始期に達するまでの者）

（２）施行令別表第一(6)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる施設に入所する者（同表(6)項ロ(5)に掲げる施設に入所する者にあっては、障害支援区分が４以上の者に限る。）のうち、特定の認定調査項目（以下「特定認定調査項目」という。）（☆１）のいずれか該当する者

☆１　特定認定項目とは、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成２６年厚生労働省令第５号）別表第１に掲げる項目のうち、火災発生時の避難に関する６つの調査項目のことです。

<table>
<tr><td>特定認定調査項目</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>移乗</td><td>支援が不要</td><td>見守り等の支援が必要</td><td>部分的な支援が必要</td><td colspan="2">全面的な支援が必要</td></tr>
<tr><td>移動</td><td>支援が不要</td><td>見守り等の支援が必要</td><td>部分的な支援が必要</td><td colspan="2">全面的な支援が必要</td></tr>
<tr><td>危険の認識</td><td>支援が不要</td><td colspan="2">部分的な支援が必要</td><td colspan="2">全面的な支援が必要</td></tr>
<tr><td>説明の理解</td><td>理解できる</td><td colspan="2">理解できない</td><td colspan="2">理解できているか判断できない</td></tr>
<tr><td>多動・行動停止</td><td>支援が不要</td><td>希に支援が必要</td><td>月に１回以上の支援が必要</td><td>週に１回以上の支援が必要</td><td>ほぼ毎日支援が必要</td></tr>
<tr><td>不安定な行動</td><td>支援が不要</td><td>希に支援が必要</td><td>月に１回以上の支援が必要</td><td>週に１回以上の支援が必要</td><td>ほぼ毎日支援が必要</td></tr>
</table>

：当該欄に該当する者は「介助がなければ避難できない者」となる。

消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準見直し

自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設（(6)項ロ）における消防機関へ通報する火災報知設備について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動することが義務付けられました。

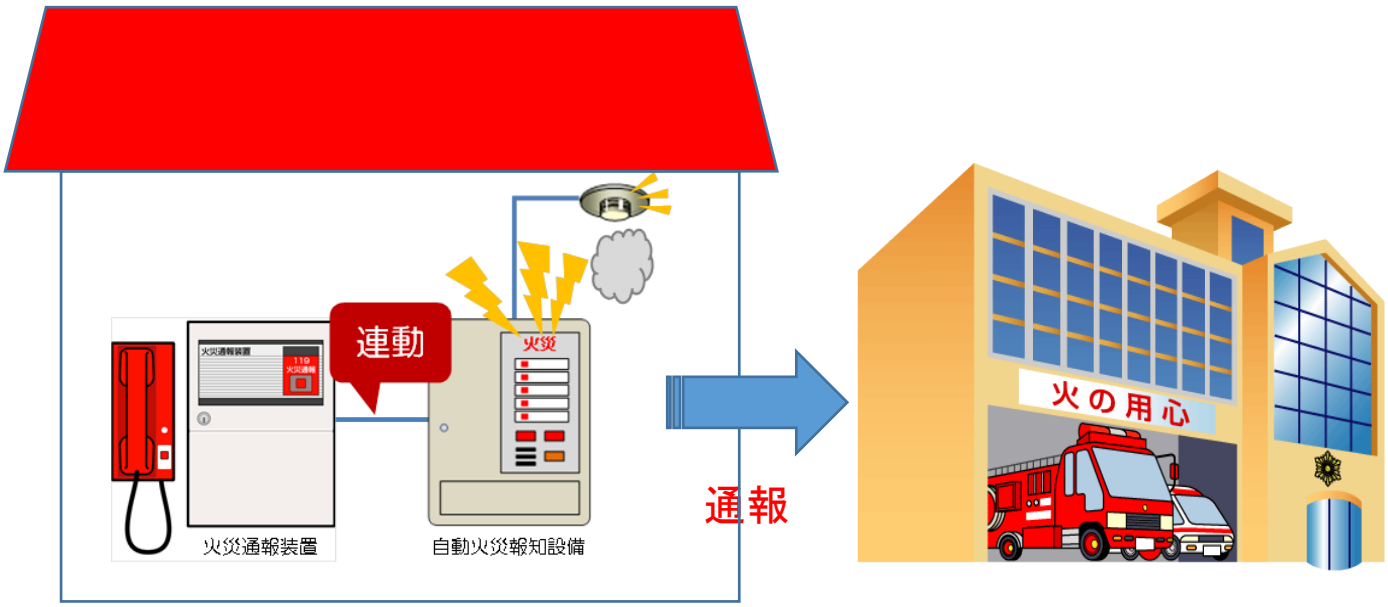

改正法令の施行期日について

１　施行期日

平成２７年４月１日

２　経過措置

既存施設（新築、改築工事中を含む。）については、平成３０年３月３１日まで

お問い合わせ
佐倉市八街市酒々井町消防組合 消防本部予防課
予防課　０４３－４８１－１２１７（平日に限る。）
E-mail　yobou@119-sys.jp